

平成29年度農地中間管理事業活動方針

平成26年度から28年度までの3年間の取組を総括し、平成29年度においては、農業競争力強化プログラムを踏まえつつ、

- ① 点から面への展開
- ② 担い手が不足する地域の対策強化（あいち型集落営農方式の展開等）
- ③ 果樹産地における事業推進

の3項目を主要課題として、次に掲げる5本の柱で事業に取り組む。

1. 現状把握（土地利用現況図の作成）

平成28年度に引き続き、トップセールス等において、現状把握の重要性の理解を得るとともに、市町村・JA等から相談があった場合には現地にも出向いて積極的に受けるなど、啓発指導を行っていく。

県内では、これまでに次のような取組が実施されている。

- ① A市では、担い手から耕作状況を提出してもらい、その情報を基に、人・農地プランの計画図を作成
 - ② B町では、利用権設定情報に加えて、担い手から耕作状況を聴き取り、土地利用現況図を作成
 - ③ C市では、JAと連携して担い手から耕作状況を聴き取るとともに、地主へのアンケート調査で補完し、水土里情報システムを活用して土地利用現況図を作成
 - ④ D市では、農地利用集積円滑化事業の情報を基に、担い手から耕作状況を聴き取り、土地利用現況図を作成
- ①～④の取組事例を参考にしながら、市町村・JA・担い手・農業委員会・県農林水産事務所等の産地関係者が、水土里情報システム等を活用して図面を準備し、それぞれの地域にあった手法で、すべての市町村において、最低1地区以上の取組を実施できるようにサポートしていく。

2. 周知活動（継続的な啓発の実施）

今まで周知活動への取組が遅れていた市町村に対して働きかけを行い、円滑に事業推進されるように努める。なお、事務手続きの改善については、事務の簡便化等、引き続き検討を進める。そのため、次の対応を行っていく。

- ① 農地中間管理事業未実施市町村に対する機構・県職員による働きかけを実施していく。
- ② 理事長による、市町村長へのトップセールスに加え、JAの協力も重要なため、JAの組合長、常勤役員への事業説明を行い推進への協力を依頼する。
- ③ 事業啓発資料として機構集積協力金の仕組みを踏まえたリーフレット・ポスター等の作成及び実績を上げている市町村の事例を整理し、事例集を作成する。

- ④ 一部の地区で物納の要望もあるため、出し手の要望に基づく、賃借料の物納方式を選択肢として設定する。

3. 担い手との意思疎通

事業推進にあたっては、担い手の理解が不可欠であるが、事業開始時の事務の繁雑さ等により、担い手が事業推進を拒絶する場合は認められた。この解消には地道な情報交換を行い、担い手との意思疎通を図っていくことが重要なため、次の取組を進める。

- ① 事業推進に効果が見込まれる地区の担い手との意見交換を実施していく。
- ② すべての担い手組織への事業に対する協力要請を実施する。
- ③ 関係する担い手組織の合意のうえ、事業推進が円滑に図られるように連携協定を締結していく。

4. 事業推進体制の強化

事業推進にあたって、各関係機関との望ましい役割分担の在り方を整理し、現場における担当者が円滑に事業推進できるよう体制を強化する。

- ① 平成29年度に県下のほとんどの市町村において設置される農地利用最適化推進委員との連携体制を整える。
- ② 機構、市町村、JA、農業委員会、土地改良区等の各関係機関の事業推進上の役割を明確にし、情報の収集・整理、進捗管理、検証及び見直しを行い、常に最適化を図っていく。(別紙)
- ③ 農地耕作条件改善事業は、機構事業の利用が必須とされることから、機構が事業主体となる場合又は他の団体が実施主体となった場合も、当該団体との連携を図り、事業推進に対応していく。
- ④ 具体的な事業推進が見込まれる地区における現地相談員の設置及び機構職員による事業相談活動を実施する。
- ⑤ JA・公社に設置した農地中間管理事業コーディネーターと窓口相談員の機能を明確化したことから、それぞれに対する事業の進捗管理を適切に行っていく。

5. 地域における話し合いの強化

人・農地プランの更新時等に地域関係者による話し合いが開催されているが、形骸化した会議となっている地域もある。そこで、しっかりと現状把握を行い、話し合いの基礎資料として、有効に活用する。

- ① 土地利用現況図の有効活用を市町村に対して働きかけ、事業推進を図る。
- ② 中山間地等における集落営農の取組及び果樹産地における取組を強化する。